

令和7年度ながくてひろば入会説明案内

長期休暇コース

1 長期休暇コース

長期休暇時（春休み・夏休み・冬休み）に就労等により留守家庭となる児童を対象として適切な遊び及び生活の場を提供する預かり事業です。（学習指導は行いません。）

2 開設日時

(1) 開設期間：令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで（年度ごとの申込が必要）

(2) 開設日時：午前7時30分から午後7時まで

春休み（4/1～21）、夏休み（7/18～9/1）、冬休み（12/23～1/7）、春休み（3/24～31）

※各学期の始業式・終業式を含みます。年度初めの春休みは、1年生の給食開始日前日まで実施します。

(3) 閉所日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※土曜日は、市が必要と認めた場合のみ利用できます。青少年児童センターでの合同保育を実施します。

3 開設場所・連絡先

名称	所在	電話番号	土曜日 保育場所
南小学校区	南小学校(喜婦嶽702番地)	0561-41-8610	青少年児童センター内（合同保育）
北小学校区	北小学校(池田77番地)	0561-41-8590	
長久手小学校区	青少年児童センター(岩作中島7番地1)	070-3799-7487	
市が洞小学校区	市が洞小学校(市が洞一丁目1203番地)	0561-64-2016	
西小学校区	西小学校(打越901番地)	070-4759-2693	
東小学校区	東小学校(前熊前山174番地)	0561-41-8213	

※「㈱トライグループ」に運営を委託します。

4 利用料・支払方法

(1) 長期休暇コースは、年額9,000円です。4月に徴収します。年度の途中で入会・退会の場合も年額の利用料がかかります。

(2) 原則口座振替での納付となります。4月21日（入会月の5日）に指定口座から振替します。（振替日が土日等の場合、翌営業日）口座振替できない場合は、納付書による納付となります。コンビニまたは金融機関にて納付してください。納付後の返金は、原則行いません。

5 減免制度

下記の減免対象にあたる世帯は、利用料が免除になります。

減免対象	免除	申請方法
きょうだい割 (同じ利用区分、同じコースに二人以上の児童が所属する世帯)	2人目以降半額免除	申請不要。対象者については自動的に免除します。
就学援助対象世帯	半額免除	「ながくてひろば利用料減免申請書」「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出してください。
市町村民税が非課税世帯 (扶養義務者含む)		「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出してください。
児童扶養手当の受給資格者世帯 (全額支給停止除く)		「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出してください。
生活保護世帯	全額免除	「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出してください。

6 出席確認

- (1) コドモンアプリで出欠確認を行います。毎月15日までに翌月の出欠席を入力してください。
- (2) 学校登校日において、出席する日は、黄色帽子のよく見える箇所に「赤バッチ」を付けて登校してください。欠席する日は、赤バッチをお取りください。

7 持ち物

持ち物には、すべて見やすいところに氏名を記入していただき、お金、おもちゃ、お菓子などは持たせないでください。着替え(服上下、靴下、下着(必要な方))を1セット袋に入れ、持参してください。

8 おやつ・昼食

- (1) 夏、春、冬休みなどの学校休業期間中は、弁当とお茶を持参してください。(4月の給食開始日前日までは、お弁当をご用意ください。)保管時における衛生面に十分配慮しますが、いたみやすい食材は避けてください。
- (2) 長期休暇コースでは、おやつとして市販のお菓子等を用意します。アレルギーなどで用意したおやつが食べられない場合は、各自で用意していただくことがあります。(利用料の減額はありません。)
- (3) 長期休暇時(夏休み・冬休み・学年末の春休み)における昼食(お弁当)の斡旋を予定しています。(4月の春休みは、昼食は斡旋しません。)お弁当の申込みについては、別途コドモンアプリでお知らせします。

9 欠席の事前報告

- (1) 欠席の場合は、必ず前もって小学校、長期休暇コース両方に連絡してください。
(※児童が学校で早退した場合も必ず長期休暇コースまで連絡してください。)
- (2) 欠席の連絡は、学校がある日は午後1時まで、長期休暇・始業式等の早い下校の日は長期休暇コース開所時間(午前7時30分)までにコドモンで連絡してください。それ以降にやむを得ない事情により欠席する時は、必ず長期休暇コースへ電話連絡してください。学校がある日は、下校時間の30分前までに電話連絡してください。
- (3) 児童が学校を欠席した日、保護者(父・母のどちらか)の勤務のない日、休暇、シフト等により児童の下校時刻に保護者が在宅できる場合は、長期休暇コースもお休みとしてください。

10 保護者による送迎

- (1) 保護者が責任をもって送迎してください。送迎時には、ネームカードをご提示ください。
- (2) 勤務終了後は速やかにお迎えに来てください。時間が変更になる場合は、コドモンで受付します。コドモンでの受付可能時間は、「9 欠席の事前報告(2)」の記載内容をご参照ください。それ以降の変更ややむを得ない事情により開設時間内までにお迎えに来ることができない時は、必ず長期休暇コースへ電話連絡してください。
- (3) 送迎時間を守れない(開設時間を過ぎてのお迎えが頻繁にある)、無断欠席が続くなど規則を守らない場合は、退会していただくことがあります。
- (4) 送迎時には、必ず職員に声をかけてお子様の受け渡しをしてください。
- (5) 送迎の方が保護者以外の代理の方、中学生以上のきょうだいの場合は、必ず前もって代理の方の名前と連絡先を長期休暇コースに提出する緊急連絡先確認票に必ず記入してください。確認できない場合は、事故防止のためお子様の受け渡しができません。
- (6) 車で送迎される際は、周りの方に迷惑にならないよう十分に注意し、車を離れるときはエンジンを切ってください。また、送迎は速やかに行ってください。
- (7) 送迎の案内は、HP上の別途データでご確認ください。

11 インフルエンザ等の感染症により学級閉鎖・出席停止となった場合の対応

学級閉鎖となった場合、または学校において早帰りの措置がとられた場合、同じ学級の児童にも潜伏期の可能性がありますので、感染蔓延化を防止するため長期休暇コースの利用はできません。なお、出席停止の場合、医師の指示に従ってください。

12 事故・体調不良の場合

- (1) 安全については十分に配慮いたしますが、万が一の事故や急病の場合には、スタッフが対応します。けがや病気の程度に応じて医療機関に連れて行くなど、適切な対応を行うとともに保護者へ連絡いたしますので、速やかにお迎えに来てください。また、児童が体調不良の状態に参加することはご遠慮ください。
- (2) 長期休暇コース内でのけがに備え、スポーツ安全保険に加入しています。

13 その他

- (1) 緊急連絡時には、勤務先に連絡しますので御了承ください。
- (2) 長期休暇コースに着替え以外のは置かないようにしてください。
- (3) 長期休暇コース終了後に忘れ物を取りに戻ることにはできませんので御注意ください。
- (4) 利用料を滞納される場合は、退会していただくことがあります。

14 各種届出

下記に該当される場合は、必ず届出が必要となります。必要書類をそろえて加入中の長期休暇コースまたは、市役所子ども未来課(郵送可)へ提出期限までに提出してください。なお、各書類については、市役所子ども未来課にも用意があります。市HPからもダウンロード可能です。



<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomobu/kodomomiraika/1/4/986.html>
市HP「ながくてひろば・学童保育所(放課後児童育成健全事業)」

内容	提出書類	提出期限	注意事項
辞退・退会	ながくてひろ ば利用辞退・退 会届	退会する月の 前々月の末日 (例) 8月から退 会したい→ 6月末日まで	・利用料は4月に徴収しますが、退会する場合は、 届出を必ず提出してください。
申込内容から 変更がある	就労内容等変更届※下記①②③に該当する場合は、添付書類要		
	①保護者の勤 務先、勤務条件 等変更の場合 「就労証明(申 告)書」	書類が整い次第 速やかに提出し てください。	・加入条件に満たない場合は、退会していただく場 合があります。 ・勤務先、勤務条件が同じで勤務地のみの変更の場 合、「就労証明(申告)書」の提出は不要です。「就 労内容等変更届」を提出してください。
	②年度途中で 保護者が出産 休暇に入る場 合 「親子(母子) 手帳」の写し (表紙と予定 分娩日の記載 があるページ の写し)		・入会する年度途中で保護者の出産休暇に入る場 合、出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の 5か月間内に限り、利用できます。出産休暇5か月 を過ぎて、その後育児休暇を取得される場合は退会 となります。別途退会の手続きをしてください。 (例) 7月が出産予定月の場合・・・5～9月の5か 月間 (例) 3月が出産予定月の場合・・・1～3月の3か 月間
③診断書等の有 効期限が切れた 場合 最新の診断書等	・診断書等の有効期限が切れた場合、随時、最新の 診断書または手帳等の写しを提出してください。		

○その他

- ・「警報発令、南海トラフ地震に関連する情報発令時の措置等」は市HPに以下のとおり掲載しています。
- ・お子様の個別のご相談及びご質問については入会する長期休暇コースまでご連絡ください。
- ・入会、申請、利用料等に関するお問合せについては、市HPのお問合せフォーム又は市役所子ども未来課までご連絡ください。
- ・コドモンアプリ・保育・運営に関するお問合せについては、(株)トライグループまでご連絡ください。

(手続き・利用料に関する問合せ先：長久手市子ども部子ども未来課児童係 Tel0561-56-0616)

(コドモン・運営に関する問合せ先：(株)トライグループ Tel0565-32-0202)

放課後児童クラブ休所基準

令和7年1月15日

1 判断による休所

非常災害、その他急迫の事情のある場合

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

ア 授業がある日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が正午より前に解除された場合	午後2時から開所
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。速やかに保護者へ引き渡す。

イ 土曜日、長期休業時、学校行事等の代休日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休所。警報解除1時間後に開所。
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。状況に応じて待機し、安全が確認できれば保護者へ引き渡す。

(2) 地震

震度5強以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休所
開所中の発生	保育を中止し、児童の安全が確認されるまで施設内で待機のうえ、保護者へ引き渡す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。

(4) 熱中症特別警戒情報

実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日は中止。ただし、仕事の内容や家庭の事情により保育が必要な家庭のみ受け入れる。

2 その他

火災、災害、事故等で児童等の生命・身体に危険があると認められる場合は休所する。